

提出期限は1月31日です

平成24年度 償却資産(固定資産税)申告のお願い

工場・商店・農業・サービス業などを経営されている、駐車場やアパートを貸しているなど、事業を行っている方で、償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在に所有している償却資産について、その所在地の市町村に申告する必要があります。

申告が必要な償却資産

償却資産とは、土地および家屋以外の事業などに使用する資産で、次の6種類に分かれています。

- ① 構築物
- ② 機械および装置
- ③ 船舶
- ④ 航空機
- ⑤ 車両および運搬具
- ⑥ 工具・器具・備品

原則として申告の対象にならないもの

- 耐用年数が1年未満の資産
- 取得金額が10万円未満で、法人税・所得税の申告上、一時損金または必要経費に算入される資産
- 取得金額が20万円未満で、法人税・所得税の申告上一括し、3年間で償却される資産
- 自動車税や軽自動車税の課税対象となる自動車・軽自動車・ナンバーのあるトラクターなど

申告の方法

○ 前年度申告をされた方
町から12月中旬ごろに申告書を送付しますので、平成23年1月から同年12月末日までに増加・減少した資産、または修正を必要とする資産の申告書を出してください。

○ 今年度新規に申告される方
今回初めて申告される方は、申告書が税務課資産税係にありますので、ご来庁ください。また、ご連絡いただければ送付します。

全資産を種類別明細書に記入して申告してください。なお、事業を行っていても、申告する資産がない場合には、申告書の備考欄に「該当資産なし」と明記して申告してください。

○ 電算処理で申告される方
事業所独自のコンピュータで申告書を作成される場合は、平成24年1月1日現在の全資産を申告してください。

申告書の提出期限

申告期限は、地方税法第383条で1月31日と定められています。申告書がお手元に届きましたら、必要事項を記入の上、お早めに税務課へ提出してください。

平成23年中に家屋を取り壊した皆さまは届出を

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として、その所有者に課税されます。

家屋の新築などに伴い、平成23年中に家屋を取り壊し(一部取り壊しも含む)、家屋滅失登記をしていない方で、『家屋取壊届出書』をまだ提出されていない場合は、至急、税務課資産税係まで提出してください。

『家屋取壊届出書』を提出していただかないと、取り壊した家屋が台帳に登録されたままとなり、引き続き固定資産税が課税されますので、必ず届出をしてください。

なお、課税対象となっている家屋は、4月に納税通知書と一緒に送付してあります。課税明細書により確認ができます。

所有者が

亡くなられたときは

所有者が亡くなられた場合は、相続登記を完了されるまでの間、固定資産税などの賦課徴収および還付に関する書類を受領する、相続人の代表者を『相続人代表者指定届出書』により、提出してください。

除雪作業にご理解とご協力をお願いします

大雪は予期せぬ自然災害で、道路交通だけでなく、生活にまで大きな影響を及ぼします。町では除雪・融雪計画を策定し、町内の建設業者10社(融雪剤散布は別に2社)に委託をして、幹線道路、補助幹線道路を重点とし、除雪車による作業を行うこととしています。

皆さまのご協力が頼りです!

○地域内の生活道路、歩道(特に通学路)などは、地域の皆さままで雪かきをお願いします。

○敷地内の雪を道路に出さないでください。道路に雪を出すと、思わぬ事故の原因となります。

○除雪した雪を河川や用水に投入しないでください。水温が低いと雪が固まり、下流で水が氾濫するなど、とても危険な状態になります。絶対に流さないでください。

町が行う除雪の目安

町が行う除雪は、深夜から始め、通勤、通学時には終了するよう、懸命に努めています。しかし、積雪の量や降雪の時間帯によって、作業の進

み具合が大幅に変わり、すべての皆さまが満足するような対応が、できない場合もあります。

○第1次出動

10cmの積雪が目安です。(主に主要幹線道路と補助幹線道路)

○第2次出動

30cmの積雪が目安です。(1次出動路線と各地域主要生活道路)

降雪除雪時のお願い

○路上駐車や私有物を道路に放置しないでください。除雪車の妨げになります。除雪ができなくなります。

○除雪車の通過後、家の出入口に寄せられた雪の除去は、各家庭でお願いします。特に、高齢者世帯などについ

ては、地域の皆さまのご協力をお願いします。

○狭い路地や日陰など、雪が融けにくい箇所は、各区長に融雪剤をお渡しします。ので、地域の皆さまで散布をお願いします。

P・T・Aの皆さまは、自宅周辺のほかに、お子さんの通学路の雪かきもしています。とても大変な作業なので、地域の皆さまのご協力をお願いします。

厳しい冬をお互い気持ちよく過ごすため、地域一体となった、除雪対策にご理解とご協力をお願いします。

町道についての問い合わせ先

建設課建設係

(内線33・38・39)

県道についての問い合わせ先

佐久建設事務所

佐久北部事務所維持係

0267(63)3173



日本スポーツグランプリ受賞

ウエイトリフティング

古賀 弘さん(馬瀬口)



IWF(国際重量挙げ連盟)主催の世界マスターズ(35歳以上)ウエイトリフティング選手権大会に23回連続出場し、三連覇を含む優勝を6回、2位8回と優秀な成績を収めるとともに、これまで11回のマスターズ世界記録を樹立しています。また、2001年にはIWFのマスターズ殿堂入りを果たすなど多くの功績が認められ、名誉ある「日本スポーツグランプリ」を受賞しました。